

屋外広告物適正化キャンペーン

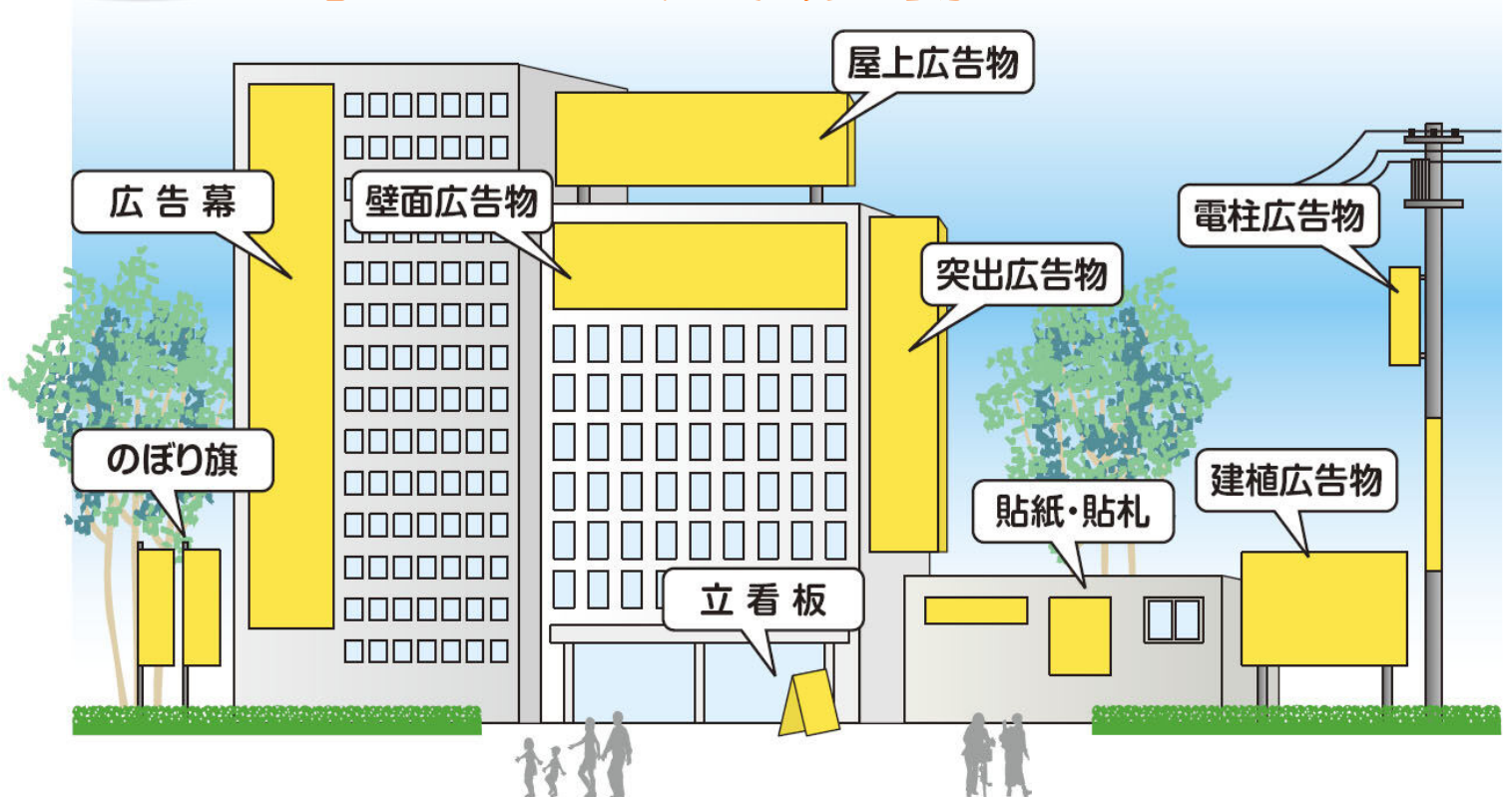
▶ 令和8年 9月1日(火)～9月10日(木)

広告主の皆さん
ご存じですか？

屋外広告物のルール

- 種類や大きさ等により許可申請が必要です
- 設置できない場所や地域があります
- 地域によって色の明るさや鮮やかさに制限があります
- 目視、打診等により点検を行う必要があります
- 他人に依頼する場合、県の登録業者以外は設置できません etc

ルールを守ってよい良い広告物をつくいましょう！



詳しくは山梨県のホームページをご覧ください

山梨県 屋外広告物の設置

検索



ホームページ
QRコード

※甲府市内に設置する場合、甲府市条例（ルール）が適用されます